令和４年１１月１４日

各　　課　　長
会 計 管 理 者　　様
教　育　次　長
議 会 事 務 局 長

町　長　　池　田　洋　光

令和５年度の予算編成方針について

国は令和５年度の予算編成方針について、「経済財政運営と改革の基本方針2022」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することとしており、これを受け高知県では、「デジタル化」、「グリーン化」、「グローバル化」の観点から、５つの基本政策と３つの横断的な政策のさらなる進化を図るとともに、原油価格・物価高騰対策の強化や新型コロナウイルス感染拡大防止対策、南海トラフ地震対策をはじめとする防災・減災対策に取り組みつつ、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることとしています。

本町の令和５年度予算の編成にあたっては、こうした国・県の状況を踏まえるとともに、積極的な情報収集に努め、確実に予算へ反映していくことが大前提ですが、防災行政が一段落した今、最大の危機は人口減少問題です。中でも、若年層とりわけ小学生以下のこども数の減少は危機的ともいえる状況で、まちの将来像を考えるとき、少子化対策が焦眉の急の施策であると考えます。

本町においては、これまで少子高齢化等に伴う人口減少問題に対して様々な施策を実施してきましたが、依然として人口減少に歯止めを掛けるには至っておらず、令和３年版の高知県の推計人口年報では、県内市町村での出生率ワースト９位、人口減少率ではワースト１位に甘んじることになりました。したがってこのような状況を打破するため、既存の事業はブラッシュアップを行いつつ、新たな施策の展開を主軸とした少子化対策及び移住・定住対策を強力に推進していくことに全力を傾注したいと思います。

また、昨年から豪雨による河川の氾濫が相次いでおり、住民の安全な生活を守るため、県と連携した河川改修・治水対策の実施についても早急に取り組む必要があります。

一方で、本町の財政状況は、中期的な財政収支見通しでは健全な状態を維持できる見込みとなっていますが、南海トラフ地震対策などの大型事業の実施に伴う公債費の増加により、予算編成においては一般財源の確保が課題となっています。持続的・発展的な行財政運営を行っていくためには、引き続き、既存事業の見直し等による一般財源の抑制に取り組んでいくことが重要です。

職員一人ひとりがこうした状況を十分認識したうえで、下記の重点施策の実現と、真に住民ニーズに沿った事業の実施に向けて来年度の予算編成に取り組んでいただくよう切望します。

１　令和５年度予算における重点施策について

第３次中土佐町総合振興計画に掲げる「目指すまちの姿」の実現のために、現在直面している少子高齢化・人口減少問題や南海トラフ地震対策、地場産業の振興などといった各分野における喫緊の課題について、次の４つの政策分野の施策に沿って積極的に取り組んでいきます。

（１）安全で快適な暮らしを築く、住み続けられるまち ～社会基盤・安全～
安全な生活の確保
快適な住環境・ネットワークの整備・充実
基本的な生活基盤の整備・管理

（２）経済と環境が両立した豊かさを築く、稼ぎ続けられるまち ～産業・環境～
価値を生み出す基盤づくり
価値を売り出す仕組みづくり
価値を守る仕組みづくり

（３）幸せな暮らしを地域一体で築く、支え合えるまち ～健康・福祉～
健康づくりの推進
誰もが支え合う地域づくり（地域共生社会の実現）

（４）時代を繋ぎ次世代を築く、学び育ち続けられるまち ～教育・文化～
知・徳・体の育成と文化・芸術の振興
コミュニティを育てる仕組みづくり

各課は、それぞれの事業について、創意工夫により大きな成果が得られるように努めて下さい。

2　歳入について

町税、使用料、手数料等の自主財源の確保、充実に努めてください。

特に、町税については、前年度水準を上回る徴収率の確保に努めてください。使用料、手数料等については、受益者負担の今後のあり方を含め、見直しについても十分に検討を行ってください。町が所有する土地・建物など、未利用財産については積極的に処分を行ってください。

また、一般財源の抑制を図るため、国・県の予算編成や行財政制度の動向等を的確に把握し、国・県支出金を有効に活用するように努めてください。

3　歳出について

重要事業や新規事業は国、県の動向をよく見極め、関係部署と調整協議を行って下さい。普通建設事業の選択にあたっては、その重要性・緊急性を慎重に検討のうえ、優先度を的確に判断し見積もってください。また、経常的な経費は漫然と例年どおりの見積りとせず、費用と効果の再点検を行ったうえで、事業の見直しを含めて検討し、必要な経費であっても創意工夫を行うなど、コストの削減に努めてください。

また、利用頻度の低い施設等については除却を含めた施設の運営方針の検討を積極的に進めてください。

4　特別会計について

一般会計と同様の方針としますが、特別会計の設置目的をよく理解し、長期的な経営の健全化並びに財政の健全化に努め、安易に一般会計からの繰出金に依存することなく、収支均衡となるよう留意して下さい。

なお、予算編成にあたっての一般的事項については別途通知します。